

ぐんま商工連

Gunma Prefectural Federation of Societies of Commerce and Industry

商工会スローガン「行きます 聞きます 提案します」

No.506

令和2年5月

U R L ◆ <http://www.gcis.or.jp>

e-mail ◆ kenren@gcis.or.jp

発行所 ◆ 群馬県商工会連合会

前橋市関根町三丁目8番地の1

Tel.027-231-9779(代)

発行者 ◆ 石川 修 司



Gメッセ群馬
G MESSE GUNMA

Gメッセ群馬 (高崎市)

2020年4月、日本の中心部に位置する交通の要衝、群馬県高崎市に大型コンベンションセンター「Gメッセ群馬」が誕生しました。

その特徴は、①JR高崎駅から徒歩15分の場所に位置し、東京駅から約60分でアクセスが可能②3万平方メートルの広大な屋内外展示スペースと1,000人収容のメインホールをはじめとした大小17の会議施設、2,000台の駐車場を完備③国際会議や大規模学会、1万人規模のコンサート、大型展示会、各種イベントなどの開催が可能などで、大きな可能性を秘めています。

Gメッセ群馬の誕生により、これまで群馬県内では受け入れが難しかった大規模イベントなどの開催が可能になるだけでなく、群馬県内の世界遺産や温泉地、豊かな自然などの魅力的な観光資源を活かしたアフターコンベンション効果にも期待が高まっています。

Contents

- 令和2年度商工会連合会事業計画及び予算が決定
商工会改革「ぐんま商工会 2020」
検証・検討委員会 2
- 県女性連創立50周年記念大会
協会けんぽ保険料率変更のお知らせ 3
- 小規模事業者持続化補助金
公募開始のお知らせ 4

- 新型コロナウイルスに伴う資金繰り支援策のご案内
「新型コロナウイルスに関する土日経営相談窓口」の
開設について 5
- 「働き方」が変わります!! 6
- 商工会職員人事異動一覧
「労働保険の年度更新」のお知らせ 7
- 六渡先生の経営コラム (第1回) 8

臨時総会（書面決議）で 令和2年度商工会連合会事業計画及び予算が決定

群馬県商工会連合会では、令和2年3月に新型コロナウイルスの影響を考慮し、書面決議により、令和2年度の事業計画及び予算を決定しました。

43商工会長よりご提出頂いた書面議決書に基づき、石川会長ほか副会長による審議を行い全議案が可決承認されました。

重点事業

1. 小規模事業者に対する伴走型支援の強化
2. 事業承継、創業の促進による地域経済の持続的発展
3. 会員増強運動と情報発信力の強化
4. 地域及び事業者の防災・減災対策の推進
5. 国内外への販路開拓、インバウンドの推進

一般会計の総予算は13億2,625万円と、昨年度と比較して実質4,200万円増となりました。また、特別会計予算、商工貯蓄共済事業計画も原案通り可決承認されました。合わせて令和元年度補正予算も原案通り可決承認されました。

新型コロナウイルスの影響により、消費は落ち込み、経済情勢はかつてない厳しさとなっておりますが、こうした時こそ、会員の皆様のお役に立てるよう、真の伴走型支援を実施して参ります。

令和元年度第2回 商工会改革2020検証・検討委員会

群馬県商工会連合会では、令和2年3月6日（金）に商工連会館において「令和元年度第2回商工会改革2020検証・検討委員会」（田子文明委員長）を開催し、『商工会改革「ぐんま商工会2020」中間報告』等について協議を行いました。

第2回委員会では、「ぐんま商工会2020」最重点8項目のうち、シルクシニア（年度末実績評価）以外の7項目について、令和元年度第3四半期の中間実績が報告されました。

その後、最終年度に向け、より一層改革への取り組みを強化するため、以下の重点取組実施方針が決議されました。



「商工会改革2020」最終年度に向けた重点取組実施方針

1. 全商工会で『強化月間』を設け役職員一丸となって会員増強運動を展開する。
2. 「行きます、聞きます、提案します」の原点である『巡回相談』を徹底し、全職員による会員訪問を展開する。
3. 小規模事業者持続化補助金の積極的な活用促進（経営計画作成支援）を図り、申請件数・採択件数ともに『3年連続日本一』を目指す。

今年度は、改革最終年度となることから、次期2025年度までの新たな改革構想を策定すべくワーキンググループによる検討も併せて実施してまいります。

群馬県商工会女性部連合会 創立50周年記念大会

令和2年2月26日（水）前橋テルサにて群馬県商工会女性部連合会創立50周年記念大会が開催されました。

女性の発信力・結束力・提案力を大会メッセージに掲げ、第1部記念式典ではこれまでの功績への感謝として特別功労者8名・優良女性部8部・功労者42名の3部門の表彰が行われました。風間まり子会長は主催挨拶で「諸先輩方のおかげで50周年を迎えることができました。女性の感性を活かし地域に貢献していきましょう。」と述べました。

第2部では山本一太県知事を講師に迎え、「これからの群馬県」というテーマの記念講演会が開かれました。逆境に立ち向かう県職員達の頑張りや群馬県の魅力をアピールしていきたいという山本知事の熱い思いに女性部員は心を打たれ拍手喝采が起こりました。

第3部記念パーティーでは、アトラクションとして吉岡町銭太鼓さくら会、群馬県立女子大アロハサークルの2団体に出演いただきました。女性部員達は50周年の節目に気持ちを新たに決意し記念大会は閉会となりました。



風間まり子会長



山本一太県知事



県女性連役員

令和2年3月分（4月納付分）から健康保険料率が変わります。

群馬支部の健康保険料率は変更となります。

介護保険料率も変更となります。皆様のご理解をお願い申し上げます。

給与・賞与の

9.84%

令和2年2月分（3月納付分）まで

健康保険料率



給与・賞与の

9.77%

令和2年3月分（4月納付分）から

給与・賞与の

1.73%

令和2年2月分（3月納付分）まで

介護保険料率



給与・賞与の

1.79%

令和2年3月分（4月納付分）以降から

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

健康保険料率についてのお問い合わせは 企画総務グループ ☎027-219-2100（代表）

最大50万円の補助金獲得で販路開拓のチャンス！ 小規模事業者持続化補助金公募開始のお知らせ

3月13日（金）より、国の令和元年度補正予算事業による「小規模事業者持続化補助金」の公募が開始されました！本補助金は小規模事業者（従業員数が20名以下（商業・サービス業は5名以下））の皆様が取り組む販路開拓や生産性向上のためのチャレンジを支援するもので、これまでの6年間で群馬県の商工会地区だけでも約3,000事業者が採択され、集客のためのチラシを作成したり、店舗を改装したり、生産性向上のための設備を導入するなどの取り組みに活用されています。（群馬県は申請件数・採択件数とも2年連続全国第1位です）

今回の公募は通年で受付を行い、約4カ月ごとに受付を締め切って、受付回ごとに審査・採択が行われます。申請書の作成を含め、商工会が全面的にご支援申し上げますので会員の皆様方の積極的なご活用をお願いいたします！

令和元年度補正予算事業「小規模事業者持続化補助金」の概要

- 補助率：**2/3**
- 補助上限額：**50万円**（市町村による特定創業支援を受けた事業者の取組みは100万円）
- 補助対象経費例：新規客獲得のための設備・什器導入費、販路開拓のためのチラシやHP作成費、看板設置費、展示会出展費用、顧客の増加につながる店舗改装工事費など
- 公募受付開始日：**2020年3月13日（金）**
- 公募締め切り日：第1回受付締切：**2020年3月31日（火） 終了**（申請件数：136件）
第2回受付締切：**2020年6月5日（金） 受付中**
第3回受付締切：**2020年10月2日（金）**
第4回受付締切：**2021年2月5日（金）**
※各受付回により補助事業の実施期間が異なりますので、ご注意ください

<持続化補助金の活用例>（補助対象となる経費の詳細は公募要領をご確認下さい）



新規顧客獲得のための新設備・什器導入



PRの強化を目的としたチラシやパンフレットの作成



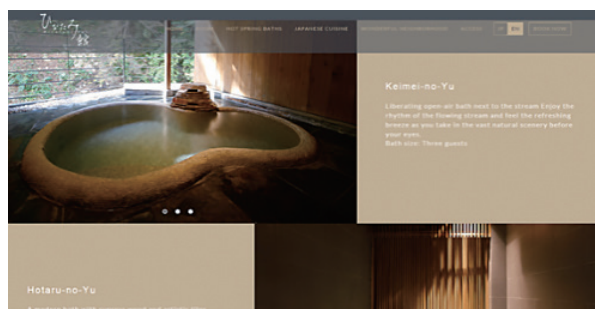
販路開拓のための展示会出展（国内外）



店舗の認知度向上を狙った看板の設置



トイレの洋式化改修



外国人旅行客の集客を狙った外国語版HPの作成

詳しくはご加入の商工会までお問合せ下さい。

新型コロナウイルスに伴う資金繰り支援策のご案内

新型コロナウイルスにより事業活動に影響を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、「新型コロナウイルス対策マル経」が令和2年3月17日（火）から運用されることになりました。また、利子補給による実質無利子化となる「新型コロナウイルス感染症特別貸付」も同日運用開始となりました。

以下は新型コロナ感染症に係る日本政策金融公庫の融資についての一覧表です。（令和2年4月14日現在）

	資金繰り支援策	
制度名	新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス対策マル経
開始日	令和2年3月17日（火）～	
対象者	新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受けて、最近1ヵ月の売上高が5%以上減少している事業者	
限度額	別枠 6,000万円	別枠 1,000万円
利 率	○3,000万円以内まで 当初3年間： 災害利率▲0.9%（0.46%） 4年目以降：災害利率 ※借換部分も対象となる ○3,000万円超 全期間：災害利率（1.36%）	当初3年間： 経営改善利率▲0.9%（0.31%） 4年目以降：経営改善利率（1.21%） ※借換部分も対象となる
期 間	設備：20年（5年） 運転：15年（5年）	設備：10年（4年） 運転：7年（3年）
その他	○一定の条件に該当した場合、一定範囲を無利子化 ○一定の条件に該当した場合、セーフティネット貸付及び衛生環境激変対策特別貸付から遡及適用可能 ○法人の場合、一定の条件（注2）に該当した場合、経営者保証を免除可	○一定の条件（注2）に該当した場合、無利子化 ○一定の条件に該当した場合、経営改善資金（一般マル経）を遡及適用可能

（注1）法人・個人一体性解消要件、直近期の決算期において債務超過となっていないこと及び借入返済が可能と判断されることのいずれも満たす場合をいう。

（注2）詳細等はお近くの商工会にご相談ください。

なお、融資の相談及びご不明な点等がある場合には、最寄りの各商工会までお問い合わせください。また、資金繰り支援策の他にも「設備投資・販路開拓支援策」、「経営環境の整備策」も運用開始しておりますので、経済産業省特設HPの経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連も併せてご確認ください。

「新型コロナウイルスに関する土日経営相談窓口」の開設について

群馬県商工会連合会では、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により経営上の影響を受けている中小企業・小規模事業者を対象とした「新型コロナウイルスに関する土日経営相談窓口」を下記のとおり設置いたしました。お仕事のご都合等により平日のご相談が困難な方は下記までご相談下さい。

- 場 所：群馬県商工会連合会（前橋市関根町3-8-1）
- 時 間：令和2年4月～当面の間（土曜日・日曜日のみ 9：00～16：00）
- 受 付：ご相談希望の方はお電話にて訪問日時を事前予約下さい。
（電話相談の方は事前予約の必要はございません）
- 電 話：027-231-9779（群馬県商工会連合会 経営支援課まで）

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

中小企業は2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されています



Point 1

時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働（週40時間、1日8時間を超える労働）の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、「臨時的な」特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）が限度となります。

大企業は、2019年4月1日から
中小企業は、2020年4月1日から



Point 2

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定**（*）して年次有給休暇を取得させる必要があります。
（*）既に、年間5日以上年次有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はありません。

既に施行（2019年4月1日から）



Point 3

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

大企業は、2020年4月1日から
中小企業は、2021年4月1日から



詳しくは
厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

働き方改革推進支援センター HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>



>>>

商工会職員人事異動一覧

<<< (順不同・敬称略)

新規採用 (4月1日付)

○事務局長

新井 文男 (群馬伊勢崎)
 櫻井 武 (玉村町)
 生方 康弘 (高崎市箕郷)
 市村 宣行 (桐生市新里)
 渡辺 宗弘 (みどり市)
 金子 治央 (笠懸町)

○経営指導員

横堀 匠 (笠懸町)

○経営支援員

穂坂 里奈 (前橋東部)
 鈴木 千陽 (群馬伊勢崎)
 峰川 朋恵 (しづかわ)
 小橋あかね (吉岡町)
 加藤 杏菜 (藤岡市鬼石)
 小川凜太郎 (神流町)
 野田 裕太 (甘楽町)
 清水 星弥 (長野原町)
 恩河 美穂 (草津町)
 高草木智美 (桐生市黒保根)
 中根 正 (みどり市)
 布施 葉子 (太田市新田)
 三輪 拓也 (大泉町)
 萩原真由美 (商工会連合会)
 秋山 雅起 (商工会連合会)

再雇用 (4月1日付)

○再雇用経営指導員

飯塚 智広 (上野村)
 小林 弘 (長野原町)

○再雇用経営支援員

兼平 明美 (しづかわ)
 宮崎 貴子 (高崎市箕郷)
 塚田 央恵 (太田市新田)

登用 (4月1日付)

○経営指導員

中澤 文香 (前橋東部)
 石井 克江 (しづかわ)
 佐藤 凜 (安中市)
 金田 和弘 (安中市松井田)
 星 直子 (長野原町)
 竹澤 茉希 (太田市新田)
 小島 洋子 (板倉町)

異動 (4月1日付)

○経営指導員

山岸 遥菜 (太田市新田→群馬伊勢崎)
 長野 有里 (しづかわ→高崎市群馬)
 北爪こず恵 (高崎市吉井→高崎市新町)
 草野 智也 (安中市松井田→高崎市吉井)
 佐藤 凜 (昭和村→安中市)
 山口 裕基 (高崎市新町→嬬恋村)
 菅野 和男 (嬬恋村→草津町)
 長翁 雅樹 (板倉町→笠懸町)
 小島 洋子 (太田市新田→板倉町)
 神道 克幸 (高崎市群馬→商工会連合会)
 片貝 晃久 (草津町→商工会連合会)
 木村 俊介 (甘楽町→商工会連合会)

○再雇用経営指導員

該当なし

○経営指導員研修生

須田 祥紀 (長野原町→商工会連合会)

○経営支援員

八十田 恵 (榛東村→富士見)
 栗原 和恵 (高山村→榛東村)
 後藤 真澄 (商工会連合会→高崎市榛名)
 沢田 光子 (高崎市榛名→高崎市倉渕)
 上原 裕子 (高崎市倉渕→安中市)
 津久井有紀 (高崎市箕郷→安中市松井田)
 茂木 陽子 (神流町→上野村)
 笹川 道代 (みなかみ町→高山村)
 奈良 百子 (商工会連合会→みなかみ町)
 根本詩織莉 (みどり市→明和町)
 飯島 真実 (藤岡市鬼石→商工会連合会)

○再雇用経営支援員

宮崎 貴子 (しづかわ→高崎市箕郷)
 塚田 央恵 (商工会連合会→太田市新田)

退職 (3月31日付)

○事務局長

【任期満了】

本橋 健一 (群馬伊勢崎)
 小林 訓 (玉村町)
 野口 孝一 (高崎市箕郷)
 窪塚 道康 (桐生市新里)
 設楽 裕 (みどり市)
 三輪 浩史 (笠懸町)
 青木 英二 (商工会連合会)

○経営指導員

【定年】

櫻井 武 (安中市)
 飯塚 智広 (上野村)
 小林 弘 (長野原町)
 林 政道 (みなかみ町)

○再雇用経営指導員

【任期満了】

市村 宣行 (群馬伊勢崎)
 渡辺 宗弘 (笠懸町)

○経営指導員研修生

【自己都合】

岡戸 里奈 (前橋東部)

○経営支援員

【定年】

齋藤久美子 (富士見)
 宮崎 貴子 (しづかわ)
 兼平 明美 (しづかわ)
 竹内 順子 (上野村)
 干川由紀美 (草津町)
 高橋志づ江 (桐生市黒保根)
 塚田千津子 (明和町)
 松井 直美 (大泉町)
 塚田 央恵 (商工会連合会)



「労働保険の年度更新」のお知らせ

令和2年度の労働保険の年度更新手続きは、「6月1日(月)」から7月10日(金)までをお願いいたします。

労働保険(労災保険及び雇用保険)の年度更新(平成31年度(令和元年度)確定保険料、令和2年度概算保険料及び一般拠出金の申告・納付)手続きは、6月1日から7月10日までの期間に行ってください。

年度更新手続きに必要な申告関係書類は、厚生労働省から申告手続き期間に間に合うよう各事業主様へ送付されます。

当該書類がお手元に届きましたら7月10日(金)までに申告・納付手続きを完了していただきますようお願いいたします。

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがありますのでご注意ください。

お問い合わせ先

群馬労働局総務部労働保険徴収室 TEL: 027-896-4734

または最寄りの各労働基準監督署・各公共職業安定所へ

01

ぐんま商工連

経営コラム

◆はじめに

平成24年度より経産省中小企業庁による中小企業・小規模事業者に対する生産性向上に資する補助金制度が開始されてから今年で8年目になります。中でも多くの方々に周知され期待されています【ものづくり補助金】は、毎年その時代の要請に応じた仕組みで公募されてきました。

今回は令和元年度補正より通年（3年間）通して実施される事となりました【ものづくり補助金】の概要について説明したいと思います。

1. 令和元年度補正【ものづくり補助金】の概要について
(令和2年4月1日現在)

- (1) 補助事業正式名称：「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」
- (2) 概要（要点）
- ★生産性向上に資する申請内容であること
 - ★補助金予算：3年間で約2,400億円相当
 - ★公募：3年間通年で公募予定（4～5回/年 公募）
 - ★電子申請による公募（Jグランツ※による申請）

キーワード
生産性向上※**早めのアカウント登録が必要です!!**

Jグランツ※

→詳細は <https://jgrants.go.jp/> を御確認ください。

2. 平成30年度補正との主な相違点

概 要	平成30年度補正	令和元年度補正 (今回)
補助金名称	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
補正予算額	1年間：800億円	3年間：2,400億円 (予想)
公募期間	■1次公募 2019年2月18日 ～2019年5月8日 ■2次公募 2019年8月19日 ～2019年9月20日	最低でも2年半は通年公募となる（予想）
対象業種	製造業全般、商業、サービス業等ほとんどの業種が対象	製造業全般、商業、サービス業等ほとんどの業種が対象
補助率	設備投資の1/2 (条件・要件を満たせば2/3)	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3 (ビジネスモデル構築型は定額)
事業類型ごとの補助上限額	●一般型 1,000万円 ●小規模型 500万円 ●専門家の活用 +30万円	●一般型 1,000万円 ●グローバル型 3,000万円 ●ビジネスモデル型 1億円

詳細は <https://seisansei.smrj.go.jp/> を御確認下さい。

ろくど ねるゆき
嘱託専門指導員：六渡 練幸
専門分野：製造業全般

3. 公募時期について

下記表のように4～5回/年の公募が予定されていますので、事業計画や機械装置の購入計画等を照合せながら応募の機会を検討することが可能となりました。

第1次公募	終了
第2次公募締切	令和2年5月20日
第3次公募締切	令和2年8月頃
第4次公募締切	令和2年11月頃
第5次公募締切	令和3年2月頃

4. 加減点要件

例年のように【ものづくり補助金】申請に当たり、審査要件として加減点項目があります。

今回より加減点項目に「事業継続力強化計画」※の認定（申請含む）が新規に追加されています。

この「事業継続力強化計画」※は、採択への近道であると思われるので、是非この機会に申請を行うことをお勧め致します。

「事業継続力強化計画」※

→詳細は <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm> をご参照ください。

また今年度より、過去3年間の間に採択されている企業に於いては、減点要件が新たに設定されましたが、この要件には余り捉われることなく果敢に挑戦することをお勧めいたします。

下記表は加減点要件を整理したものです。

加減点項目	加減点要件内容	特記・備考
成長性加減点	有効な期間の経営革新計画の承認（申請中含む）	複数の要件がある加減点項目については、どれか一つを満たせばよい。
政策加減点	小規模事業者又は創業・第二創業間もない企業（5年以内）	従って、最大でも減点書類は4点となる
災害加減点	昨年の激甚災害指定地域の被災事業者、新型コロナウイルスによるサプライチェーンの設備と2に対応する為の設備投資に取組む事業者又は有効な期間の事業継続力強化計画の認定（申請中含む）を取得した企業	
賃上げ加減点等	事業計画期間において ・給与支給総額を年率平均2%又は3%以上増加させる計画を有し、従業員に表明している企業 ・並びに事業場内最低賃金を地域別最低賃金+60円又は90円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している企業（賃金の引上げ幅に応じて段階的に加減点） ・被用保険者の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用に取組む場合	

【減点要件】

過去3年以内に同じ補助金を受給している事業者には、審査にて減点措置を講ずる（初めて補助金申請をする企業においても採択され易くする目的）

5. 【ものづくり補助金】の申請書作成ポイント（参考）

下記は筆者が今までに申請書策定支援において経験してきたことを参考に整理したものです。

申請書の作成④ ▶ 審査員は本事業に対してはプロではない！

本事業（申請内容）について理解できる審査員はいないと思って作成。素人と思って一貫して記載。そのためには

- ①専門用語などは用語集を併記
- ②申請書は自分が理解できてもダメ。素人が見てでも理解できるぐらいに工夫されたものであること
- ③経営者の執りよりが通用しない
- ④グラフやデータ、等引用したものは、必ず資料名、著者名、会社名などの引用先を記載すること。記事によっては、引用不可があるので十分に注意すること
- ⑤抽象的表現は出来るだけ避ける。数値化、定量化して客観的事実に基づいて記載
- ⑥申請書の記載内容の信頼性や裏付けされた内容かどうかは、素人でも理解できるように記載
- ⑦審査員に申請書の本文が伝わるように
- ⑧審査は書類審査、従って審査員になったつもりで申請内容を再度確認（第三者の目も重要）
- ⑨審査員は当該申請書に対し3名～5名（推定）。各々専門分野が違う
- ⑩審査員の処理件数は複数になる。多忙極まりない。興味を持って審査してもらえ方が勝負